

# 大阪大学産業科学研究所高圧ガス専門委員会内規

## (趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所安全衛生管理委員会内規（以下「委員会内規」という。）第6条第3項に基づき、大阪大学産業科学研究所高圧ガス専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 専門委員会は、高圧ガスによる災害の防止等に関し必要な事項について審議し、その結果を産業科学研究所安全衛生管理委員会に報告する。

## (組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産業科学研究所の専任教員 1名
- (2) 産業科学研究所の第1研究部門（情報・量子科学系：情報系を除く）、第2研究部門（材料・ビーム科学系）、第3研究部門（生体・分子科学系）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選出された専任教員各 1名
- (3) 産業科学研究所の技術室から選出された技術職員 2名
- (4) 第一種製造設備の保安責任者及び特定高圧ガス消費施設の取扱主任者
- (5) その他専門委員会が必要と認めた者

2 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

## (委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、前条第1項第1号委員をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

## (委員以外の出席)

第5条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させることができる。

## (OGCS管理担当者)

第6条 専門委員会に大阪大学高圧ガス管理支援システム（OGCS）管理担当者を置き、第3条第1項第2号委員から選出された専任教員 1名及び第3号委員から選出された技術職員 1名をもって充てる。

## (ワーキンググループ等)

第7条 専門委員会は、必要に応じて、ワーキンググループ等を置くことができる。

2 ワーキンググループ等に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

## (事務)

第8条 専門委員会に関する事務は、産業科学研究所総務課で行う。

## (雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この内規は、平成16年6月17日から施行する。

2 この内規の施行に伴い、高圧ガス専門委員会に関する申し合せ（平成6年5月12日施行）は廃止する。

## 附 則

1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程施行時に、現に第3条第2号の委員であった者は、改正後の第3条第1項第2号で選出された委員とみなし、第3条第2項の規定に関わらず、任期は平成18年3月31日までとする。

## 附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

大阪大学産業科学研究所高圧ガス専門委員会委員に関する申し合わせ

(平成28年10月20日 教授会決定)

1. 大阪大学産業科学研究所高圧ガス専門委員会内規第3条第1項第1号委員は、安全衛生管理委員会からの推薦に基づき、教授会で決定する。

附 則

この申し合わせは、平成29年4月1日から施行する。